

茨城県国土強靱化地域計画（骨子）（案）

平成28年8月

第1章 計画の策定趣旨，位置付け

- 1 計画の策定趣旨
- 2 計画の位置付け

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 本県における国土強靱化の目標
- 3 計画の対象とする災害
- 4 本県における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

第3章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の考え方
- 2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
- 3 施策分野の設定（個別分野・横断的分野）
- 4 脆弱性評価結果

第4章 茨城県における国土強靱化の推進方針

- 1 個別施策分野ごとの推進方針
- 2 横断的施策分野ごとの推進方針

第5章 計画の推進と不断の見直し

- 1 県の他の計画の見直し
- 2 計画の推進期間及び見直し
- 3 施策の推進と重点化

別紙1 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

別紙2 施策分野ごとの脆弱性評価結果

第1章 計画の策定趣旨、位置付け

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、災害発生後に事後対策を行う繰り返しを避け、平時から必要な事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に係る施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には、同法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、施策を推進するための枠組みが整備された。

また、平成27年9月関東・東北豪雨災害を踏まえ、平成27年12月には、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定され、洪水による氾濫の発生を前提として、社会全体でこれに備えるため、全ての国直轄河川とその沿川市町村において、減災対策を一体的・計画的に進めることとなった。

本県においても、市町村や関係機関相互の連携のもと、県の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進し、大規模災害に対する生活の安全がしっかり確保され、安心して暮らし続けられる社会を実現するために本計画を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化の観点から、本県の地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものである。

(1) 国の基本計画との関係

本計画は、基本法第14条に基づき、国の基本計画との調和を保つものである。

(2) 市町村の地域計画との関係

また、県と市町村が連携して強靱化施策を進めることが有用であるため、本計画は、市町村が策定する地域強靱化計画と相互に調和を保つものとする。

(3) 県地域防災計画との関係

本計画は、発災前（平時）の施策を対象とし、県地域防災計画が主に対象とする発災時の対処（応急対策）及び発災後の対処（復旧・復興対策）そのものは対象としない。ただし、応急対策、復旧・復興対策を効果的に行うための事前の備えは対象とする。

また、本計画は、国土強靱化関連部分（発災前の事前予防）について、県地域防災計画の上位計画となるため、必要に応じて、県地域防災計画を見直すものとする。

(4) 県総合計画、他の分野別計画との関係

本計画は、県総合計画の内容を十分に踏まえたものである。

また、本計画は、県政全般に関する計画として、国土強靱化の関連部分において県総合計画や部門別計画等の指針となるものである。

(5) 県まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

「災害に強い地域」を平時から目指す強靱化と「平時の活性化」を目指す地方創生は地域の豊かさを維持・向上させる点で同じであるため、本計画と県まち・ひと・しごと創生総合戦略とは、連携して限りある資源の有効活用を図る。

第2章 茨城県における国土強靱化の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 強くしなやかないばらきづくり

本県においては、平成23年3月の東日本大震災において、甚大な被害を受けたほか、ここ数年において、竜巻や平成27年9月関東・東北豪雨など、気象の急変に伴う局地的な災害が発生している。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、県では、地域防災計画の見直しなど、様々な対策を進めてきたところだが、今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要である。

また、高度経済成長期以降に集中整備したインフラは、今後、老朽化が急速に進むと見込まれており、長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく必要がある。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しても県民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えた、いばらきづくりを推進することで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続けられる社会を形成する。

(2) 首都直下地震等発生時のバックアップ機能の充実

本県の特性から、首都圏に近接していること、首都圏の食糧生産拠点であること、科学技術が集積していること、広域交通ネットワークが概成されていることが強みとして挙げられる。

これらの点を踏まえて、国土強靱化に向けた本県の役割としては、ソフトとハードが一体となった防災・減災対策や老朽化が進むインフラへの対応などはもとより、交通ネットワークの更なる強化や食料・エネルギー自給率の向上など茨城県内地域の強靱化を図っていく必要がある。

また、国全体の強靱化を図る上で、被災地以外の地域に対しては、国民の命を守る食料・エネルギー供給やリスク分散の受け皿、被災地への緊急支援などが求められることから、首都直下地震などにより首都圏が被災した場合のバックアップ機能や、南海トラフ地震などにより他の地域が被災した場合のサポート機能を備えることが重要である。

<参考>

○ 恵まれた地域特性

本県は、関東地方の北東部に位置し、政治・経済の中心地で大消費地でもある東京からおよそ 35～160km 圏と近接している。県北地域は、阿武隈・八溝山系の山々が連なるとともに、変化に富んだ海岸線など優れた自然景観を有しており、県央から県南西地域にかけての地域は、肥沃な平地が広がる豊かな穀倉地帯となっているほか、筑波山や全国第 2 位の面積を有する霞ヶ浦、ラムサール条約登録湿地である涸沼など、水と緑に恵まれた多彩な県土を形成している。

このような本県は、全国第 4 位の可住地面積を有し、気候も温和で自然災害が少なく、ゆとりある居住環境を備えており、都市的な生活と自然の豊かさを享受できる、暮らしやすい環境にある。

○ 多様な産業と科学技術の集積

本県の平成 27 年の工場立地の状況は、電気業を除いた件数・面積・県外企業立地件数の 3 項目で 3 年連続全国 1 位となっており、過去 10 年間を見ても、立地面積が 1,207 ヘクタール、県外企業立地件数が 311 件と、いずれも他県を大きく引き離して全国第 1 位となっている。

また、東海地区には、平成 20 年 12 月に稼働を開始した大強度陽子加速器施設「J-PARC」をはじめ、原子力関係の研究機関が集積しているほか、つくば地区には、32 の国等の研究・教育機関が立地するなど、最先端科学技術の集積が図られている。

特に平成 23 年 12 月に国際戦略総合特区に指定された、つくば市を中心とする区域においては、次世代がん治療法（BNCT）の開発、生活支援ロボットや化石燃料にかわる藻類バイオマスエネルギーの実用化など、ライフイノベーション、グリーンイノベーションの分野において、我が国の成長発展に貢献する 8 つのプロジェクトが進んでいる。

さらに、日立地区には高度なものづくり産業が、また、鹿島地区には鉄鋼・石油化学などの素材産業が集積し、平成 25 年の製造品出荷額等は全国第 8 位となっている。

こうした科学技術や産業の集積を最大限に活用して、医療・ロボットやバイオ・ナノテクなど、今後成長が見込まれ経済的波及効果の大きい分野を中心に、国際競争力のある新技術・新製品の開発が進んでいる。

○ 国内外を結ぶ広域交通ネットワークの形成

県内の高速道路網については、常磐自動車道が県土を南北に縦貫し、北関東3県の主要都市と茨城港常陸那珂港区を結ぶ北関東自動車道が東西に横断しているほか、県南・県西地域を横断する首都圏中央連絡自動車道の県内区間が、平成28年度内に全線開通する見通しとなっている。

また、鹿行地域を南北に縦断する東関東自動車道水戸線については、潮来IC～茨城空港北ICの区間が事業化されており、(仮)銚田IC～茨城空港北IC間が、平成29年度に開通する予定となっている。

鉄道については、南北の幹線となる常磐線のほか、水戸駅を起点として、県西地域には水戸線、県北山間地域には水郡線、鹿行地域には大洗鹿島線が運行されており、常磐線については、平成27年3月に上野東京ラインが開業し、一部の電車の東京駅、品川駅までの直通運転が実現したところ。

港湾については、平成20年12月に県北三港統合により誕生した茨城港（日立港区、常陸那珂港区、大洗港区）、平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定された鹿島港の2つの重要港湾があり、首都圏のニューゲートウェイとしての役割を担っている。

平成22年3月に開港した茨城空港は、札幌、神戸、福岡、那覇への国内線の定期便のほか、上海便などの国際線が就航しており、首都圏の航空需要の一翼を担っている。

今後、北関東自動車道をはじめとした4本の高速道路及び2つの重点港湾、空港など、陸・海・空の広域交通ネットワークを活用して、県内と国内外との結びつきが一層強まることにより、物流や観光、文化など様々な分野における交流が一層促進されるものと期待されている。

2 本県における国土強靱化の基本目標

国が基本計画に位置づけた国土強靱化の推進における4つの基本目標を踏まえて、次の4つを基本目標に位置づけ、強くしなやかないばらきづくりを推進する。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

3 計画の対象とする災害

本県の強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故や原子力災害など幅広い事象が想定され得るが、国の基本計画が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を想定していることを踏まえ、本計画においても、大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、基本目標に掲げる「人命の保護が最大限図られること」及び「県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」という観点から本県に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般（地震、津波、水害、竜巻等）とする。

<参考>

○ 茨城南関東直下地震被害想定の概要（県南西部西側直下震源；M7.0）

死者数	建物全壊数	避難者数	交通施設被害	停電件数	断水人口
391人	約3.4万棟	約22.7万人	353箇所	約13.2万件	約5.3万人

○ 茨城県の主な過去の災害

<東日本大震災における本県被害の概要>（平成28年3月1日現在）

- ・発生日：平成23年3月11日
- ・最大震度：6強（日立市ほか8市）※余震含む
- ・最大波：4.0m（大洗町）※気象庁の現地調査推定は6.9m（北茨城市）
- ・人的被害：死者65人（うち震災関連死41人）、行方不明者1人、負傷者712人
- ・住家被害：全壊2,630棟、半壊24,370棟、一部損壊187,302棟、床上浸水1,799棟、床下浸水779棟
- ・避難の状況：避難者77,285人、避難所594箇所（ピーク時）

<平成27年9月関東・東北豪雨災害の概要>（平成28年4月1日現在）

- ・発生日：平成27年9月9日から9月11日まで
- ・規模：鬼怒川など52河川の221箇所における堤防の決壊や法崩れなどにより、18市4町で浸水等による被害が発生。
- ・人的被害：死者3人、負傷者54人
- ・住家被害：全壊54棟、半壊5,496棟、床上浸水188棟、床下浸水3,766棟
- ・避難の状況：避難者10,390人、避難所299箇所（ピーク時）

○ 南海トラフ地震の主な被害想定

	死者数	建物全壊数	避難者数	交通施設被害	帰宅困難者
全国	約32.3万人	約238.2万棟	約950万人	約6.5万箇所	約380万人
本県	約20人	約40棟	約300人	約20箇所	—

※ 被害想定は、東海地方が大きく被災するケース（M7.3）の最大値を記載

※ 建物全壊数は、火災を含む。また、避難者数は1週間後を想定。

○ 首都直下地震の主な被害想定

	死者数	建物全壊数	避難者数	交通施設被害	帰宅困難者
全国	約 1.1 万人	約 85 万棟	約 700 万人	約 2,100 箇所	約 650 万人
本県	わずか	約 1,300 棟	—	—	—

※ 震源等想定：全国；東京湾北部（M7.3），本県；プレート境界茨城県南部地震（M7.3）

※ 建物全壊数は，火災を含む。また，避難者数は2週間後を想定。

4 本県における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

本県の強靱化を図る上で，基本計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ，特に以下の事項に留意し，対策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- 「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
東京への一極集中からの脱却を図るなど，国土全体の「自律・分散・協調」型の社会システムの確立に資するとともに，県内においても，それぞれの地域や市町村の独自性を活かし，潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- 関係団体との連携体制の構築
茨城県の強靱化に向け，国，近隣都県，市町村，大学，関連事業者，地域団体やボランティア等の民間団体等が，それぞれの役割を常に相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- **インフラの老朽化への対応**
高度成長期以降に集中整備したインフラは，今後，老朽化が急速に進むと見込まれており，長寿命化や計画的な更新により機能を適切に維持していく。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上
平時からの人のつながりが強靱な社会をつくることを念頭におき，人と人，人と地域，また地域と地域のつながりの再構築や，地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- 複合的・長期的な視点による施策の推進
施策の推進に当たっては，防災・減災の視点に加え，経済成長や自然環境の保全，各種リスクを見据えた長期的な効率性・合理性の確保など，複合的・長期的視点を持って取り組む。
- 防災人材の育成と確保
地域の防災力を強化するため，災害から得られた教訓などを基に，災害発生時に自らの判断で的確な行動をすることができる知識，知恵及び技術を持った人材や，次世代の地域防災の担い手となる人材の育成と確保を図る。

- 民間投資の活用
民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（広報・普及啓発，協議会の設置等）により，民間事業者の自主的な設備投資等を促すとともに，PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策を進めるほか，民間の投資を一層誘発する仕組みを具体化する。
- 施策の重点化や進捗管理を通じた施策の推進及び見直し
施策の重点化や進捗管理（PDCA サイクル）を通じて，本計画に基づく施策の進捗及び見直しを行うとともに，本県の強靱化に関わる各主体間で中長期的な方針を共有し，短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。
- ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
想定される被害や地域の実状等に応じて，ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより，総合的な取組を進める。
- 平時からの有効活用
非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず，その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して，日頃から有効に活用される対策となるよう工夫する。
- 広域連携体制の構築
広域的な災害に対応するため，近接県間や全国規模での相互応援体制の整備を進め，災害時の支援物資の確保や緊急消防援助隊等の受入体制の整備に努める。

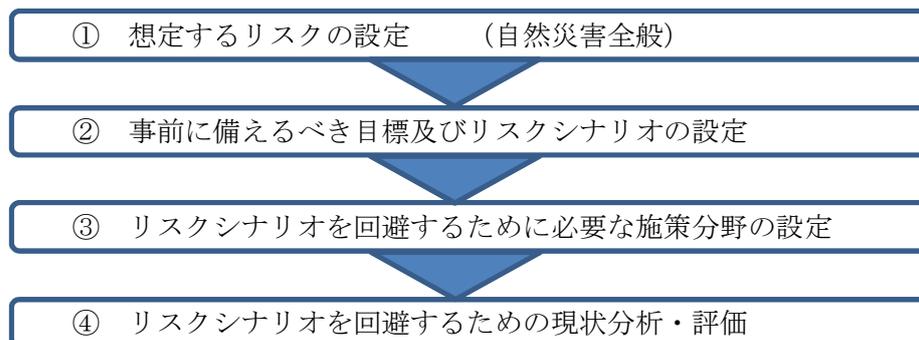
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

本県における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は，大規模自然災害による甚大な被害を回避するために，現在の施策で足りるのかどうか，どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものである。

施策の現状分析・評価を行うことにより，本県における国土強靱化に必要な施策を効率的，効果的に実施することにつながることから，国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価は，国が実施した手法を参考に，①想定するリスクの設定，②「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定，③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定，④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い，強靱化のための推進方針を策定する。



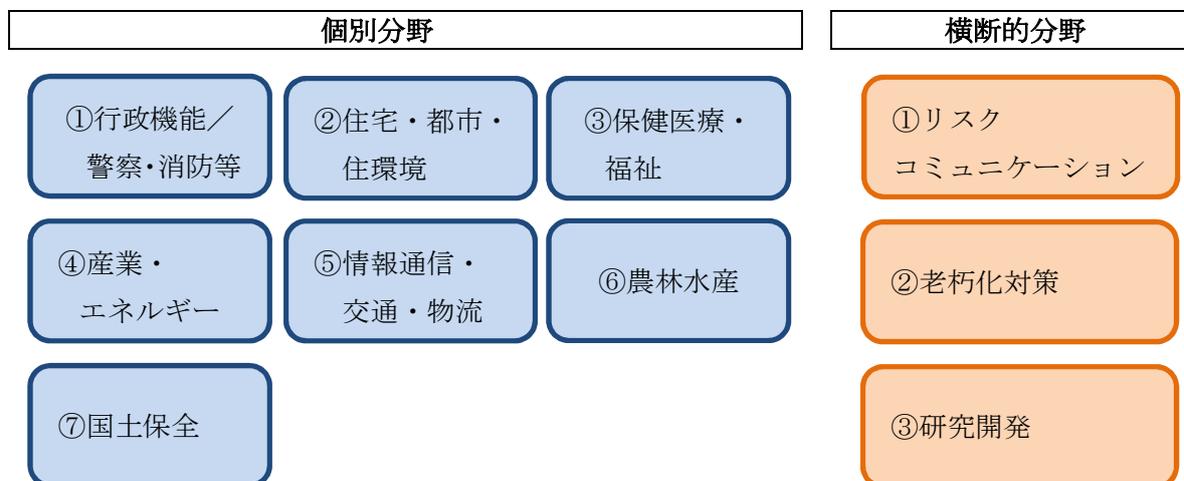
2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その目標の妨げとなるものとして、45の「リスクシナリオ」を設定して評価を行ったが、本県においては、これを参考に、8つの事前に備えるべき目標と39のリスクシナリオを次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-1	サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による基幹産業の機能停止
		5-4	陸・海・空の基幹的交通ネットワークの長期停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	県民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4	ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7	風評被害等による茨城県経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	常磐線や高速道路網、港湾、空港などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

3 施策分野の設定

国の基本計画においては、12の個別施策分野と3つの横断的分野を設定して評価を行ったが、本県においては、これを参考に、7の個別施策分野と3つの横断的分野を設定した。



4 脆弱性評価の実施

39のリスクシナリオごとに、それを回避するための現行の施策を抽出し、施策ごとの達成度や進捗度などを踏まえて、現行の取組で対応が十分かどうか、脆弱性の分析・評価を実施した。併せて、施策分野ごとの取組状況が明確になるよう、施策分野ごとに整理した。

5 脆弱性評価の結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果は、別紙1のとおり。
また、施策分野ごとの脆弱性評価は、別紙2のとおり。

第4章 本県における国土強靱化の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策群として、第3章3で設定した施策分野ごとに整理する。

1 個別施策分野ごとの推進方針

① 行政機能／警察・消防等

<行政機能>

(県及び市町村の防災拠点機能の確保) リスクシナリオ1-2

- 大規模自然災害発生時に防災拠点となる公共施設については、庁舎の耐震化等を着実に進めるとともに、停電時に備え、非常用発電機の整備や必要な燃料の確保を図る。

(業務継続体制の整備) リスクシナリオ3-3

- 県業務継続計画の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、市町村の業務継続計画(BCP)策定を支援するなど、県及び市町村の業務継続体制を強化する。

数値目標例

- ・ 市町村の業務継続計画(BCP)策定率 31.8%(H27)→100%(H32)
【防災・危機管理課】

(情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ1-4, 1-6, 4-1, 4-2

- 住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。
- 市町村の避難勧告等の発令基準の策定を支援するとともに、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定について取組を進める。

数値目標例

- ・ 市町村のタイムライン策定率 13.5%(H27)→100%(H32)
【防災・危機管理課】

(物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備) リスクシナリオ2-1, 2-5

- 被災者に対し食料・飲料水・生活必需品等を速やかに供給するため、県・市町村により物資を計画的に備蓄を進め、事業者等との協定に基づく流通備蓄の活用を図るとともに、災害時の物資配送体制を整備する。

(広域連携体制の整備) リスクシナリオ1-1, 2-3, 3-1

- 県の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の相互応援体制や関係機関との協力体制を構築する。
- 大規模災害における迅速かつ的確な避難を可能とするため、河川氾濫により隣接市町村へ住民が避難できる広域避難の仕組みづくりを進める。

<警察・消防等>

(警察・消防等の防災拠点機能の確保) リスクシナリオ2-3

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設，消防施設等の整備や耐震化等を進めるとともに，災害対応力強化のための体制，装備資器材の充実強化を図る。

数値目標例

- ・ 緊急消防援助隊の登録隊数：158 隊 (H28) →179 隊 (H30) 【消防安全課】

(地域防災力の強化) リスクシナリオ8-2，8-3

- 災害発生時に「共助」を的確に行う体制を整えるため，自主防災組織の育成や消防団の充実・強化，活性化の推進を図るとともに，学校における防災教育などを通じて地域防災力を向上させる取組を推進する。

数値目標例

- ・ 自主防災組織の活動カバー率：82.1% (H27) →89.6% (H32)
【防災・危機管理課】

(交通事故等の回避対策) リスクシナリオ3-2

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通事故，交通渋滞を回避するため，信号機電源付加装置の設置を着実に推進する。

数値目標例

- ・ 主要交差点の信号機電源付加装置の設置数：162 箇所 (H27) →170 箇所 (H32)
【警察本部警備課】

② 住宅・都市・住環境

(住宅，建築物等の耐震化) リスクシナリオ1-1，1-2

- 住宅・建築物の耐震化について，民間建築物所有者に対する効果的な普及啓発を行うとともに，国の支援制度等を活用し，市町村と連携しながら，耐震診断及び耐震化の促進を図る。

数値目標例

- ・ 住宅の耐震化率：81.8% (H27) →95% (H32) 【建築指導課】

(市街地整備等) リスクシナリオ1-1

- 安全な市街地の整備に向けて，土地区画整理事業や市街地再開発事業，街路事業等の推進，支援を図る。また，「大規模盛土造成地マップ」の公表を進める。

数値目標例

- ・ 大規模盛土造成地マップ公表率：15.9% (H28) →70% (H32) 【建築指導課】

(上下水道施設の耐震化等) リスクシナリオ 1-4, 2-7, 6-2, 6-3

- 災害時における飲料水供給の長期停止, 公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため, 上下水道施設等の耐震化や長寿命化を図るとともに, 雨水等の水資源の有効利用等を普及・促進する。

数値目標例

- ・ 下水道施設の耐震化率: 35.1% (H27) →46.3% (H32) 【下水道課】

(災害廃棄物対策) リスクシナリオ 8-1

- 災害廃棄物に関する処理方策をまとめた茨城県災害廃棄物処理計画を策定するとともに, 市町村における災害廃棄物処理計画の策定を促進する。

(空家対策) リスクシナリオ 7-3

- 沿川・沿道の建物倒壊による被害, 交通麻痺を回避する観点から, 市町村や関係団体と連携し, 空家対策を**推進**する。

数値目標例

- ・ 空家等対策計画を策定した市町村数の県内全市町村数に対する割合: 0% (H27)
→概ね 8割 (H37) 【住宅課】

③ 保健医療・福祉

(災害拠点病院等の機能強化) リスクシナリオ 1-2, 2-4, 2-6

- 災害拠点病院等及び社会福祉施設等のうち, 耐震化が未了の施設は, 大規模地震等により災害時医療の中核としての機能や避難所としての機能を提供できないおそれがあることから, 耐震化を着実に推進する。
- 災害時における電力供給の途絶に備え, 病院等医療機関における燃料タンクや自家発電装置の設置等を促進する。

(災害時医療派遣チーム: DMA Tの強化) リスクシナリオ 2-3, 2-4, 2-6

- 災害医療の中核的役割を果たす県内DMA T数の増加を図るとともに, 総合防災訓練やDMA T実働訓練など定期的な訓練への参加により, DMA Tの技能向上を図る。

(避難行動要支援者対策) リスクシナリオ 1-6, 8-3

- 避難行動要支援者名簿の作成や, 名簿を活用した情報伝達・避難誘導等を定める個別計画の策定**について市町村の取組を促進する**。

数値目標例

- ・ 災害時避難行動要支援者個別計画策定市町村数: 8団体 (H27) →44団体 (H32)
【福祉指導課】

(感染症予防対策) リスクシナリオ 2-7

- 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から市町村と連携し、予防接種を促進するとともに、避難所における感染症予防対策の体制整備を推進する。

数値目標例

- ・ 予防接種法に基づく予防接種ワクチンの接種率：
麻しん・風しん 1期, 2期それぞれ 95% (H27) → 95% (毎年) 【保健予防課】

④ 産業・エネルギー

<産業>

(県内事業者における事業継続計画：BCPの普及啓発) リスクシナリオ 5-1

- 中小企業における主体的な事業継続計画 (BCP) の取組を推進するため、BCP の事例を県 HP で公開することで、BCP の普及啓発を図る必要がある。

(事業者への融資制度の整備) リスクシナリオ 5-1

- 中小企業者の耐震性向上のための資金調達の円滑化を支援するなど、中小企業の地震災害予防対策を促進する必要がある。また、発災後、被災事業者の早期の復旧・復興を支援するための緊急対策融資を機動的に創設・実施できるよう、平時から災害対策融資 (緊急対策枠) について一定の予算額を確保しておく必要がある。

<エネルギー>

(ライフラインの災害対応力強化) リスクシナリオ 5-2

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。

(大規模災害発生時の緊急給油対策) リスクシナリオ 2-4,

- 発災時に、協定に基づき、救助・救急活動を行う緊急車両等 (災害応急対策車両) や病院等の重要施設に中核給油所等から優先給油がスムーズに行われるよう訓練を行うとともに、県民に対しては、備蓄への取組や緊急給油事業に係る理解を得るための普及啓発を進める。

(自立・分散型エネルギーの導入) リスクシナリオ 6-1

- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。

⑤ 情報通信・交通・物流

<情報通信>

(情報通信ネットワークの整備) リスクシナリオ 1-6

- 災害情報を多様な手段で発信することができるよう、情報通信ネットワーク設備を継続的に平常時から管理・点検するとともに、情報システムの耐災性の向上とバ

ックアップ強化を図ることにより情報システムを継続的に維持・稼働させるほか、非常用電源の確保のため発電機等の燃料の確保を図る。(再掲)

(情報の収集、伝達体制の確保) リスクシナリオ1-4, 1-6, 4-1, 4-2

- 住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、緊急速報メール、ケーブルテレビ、コミュニティFM等様々な媒体の活用を促進するとともに、これらの媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。

<交通・物流>

(道路の防災・減災対策及び耐震化) リスクシナリオ5-4

- 道路の防災、震災対策や緊急輸送道路の無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を着実に推進する。

数値目標例

- ・ 一般国道の整備率：61.4% (H24) → 69.8% (H30) 【道路建設課】

(緊急輸送体制の整備) リスクシナリオ1-1, 1-3, 2-1, 5-4, 6-4

- 救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うために、「復興みちづくりアクションプラン」により、緊急輸送道路の強化を図る。また、陸路のほか、空路や海路による物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤施設の耐震化や災害対策を進める。

(孤立可能性地区における対策の推進) リスクシナリオ2-2

- 災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶により孤立する可能性のある地区に通じる道路防災危険個所の対策や緊急輸送道路の耐震化、代替輸送道路の確保、該当地区周辺の土砂災害対策を推進するとともに、市町村と連携して必要な装備資器材の整備、通信基盤の整備等を進める。
- 山間地等において多様な主体が管理する道を把握し、活用すること等により、避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進する。

⑥ 農林水産

(農業水利施設等の老朽化対策及び耐震化)

リスクシナリオ1-5, 5-5, 6-3, 7-4

- 被災した場合に農業生産への影響が大きい農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設及び農業集落排水施設の老朽化対策及び耐震化に向けた取組を推進する。

数値目標例

- ・ 農業集落排水施設 (供用開始後20年経過した施設) の機能診断実施割合：1.0% (H27) → 100% (H32) 【農村環境課】
- ・ 間伐面積：1,846ha (H27) → 1,300ha 【林業課】

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化) リスクシナリオ7-6

- 災害発生時の被害を最小化するため、基幹的農業水利施設、漁港施設等の**長寿命化計画の策定や耐震対策、津波からの避難を確実にを行うため、海岸保全施設等の整備**、農村の排水対策、治山対策等のハード対策を進めるとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する

数値目標例

- ・ **海岸保全施設の整備：2 海岸着手 (H28) → 7 海岸完了 (H32) 【水産振興課】**

(農林道等の整備) リスクシナリオ5-5

- 災害発生時における避難路や代替輸送道路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道の把握し、整備を促進する。

数値目標例

- ・ **林道橋・トンネルを対象とした点検診断：22 箇所 (H27) →72 箇所 (H32) 【林業課】**

⑦ 国土保全

(河川改修等の治水対策) リスクシナリオ1-4

- 水害を**軽減**し、河川の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進する。
- 鬼怒川下流域において、国、県、常総市など7市町が主体となり、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策（鬼怒川プロジェクト）を行っており、その円滑な推進を図る。

数値目標例

- ・ **河川改修率：57.5% (H26) → 58.8% (H32) 【河川課】**

(津波対策) リスクシナリオ1-3

- 津波からの避難を確実にを行うため、海岸保全施設等の整備、避難場所や避難路の確保、避難所の耐震化、避難路の整備にあわせた無電柱化、沿道建物の耐震化などの対策を着実に進める。
- 道路施設等への海拔情報の表示や津波ハザードマップを活用した津波避難行動の啓発や実践的な避難訓練を行うこと等により、適切な避難行動の周知徹底を図る。

(総合的な土砂災害対策の推進) リスクシナリオ1-5

- 土砂災害防止施設の整備を進めているが、ハード対策には時間を要するため、市町村等と連携し、土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの作成・周知、避難訓練の実施等、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。

数値目標例

- ・ 山地災害危険地区（民有林）における治山事業の着手率：42.0%（H27）→43.6%（H32）【林業課】
- ・ 土砂災害警戒区域の指定率：94.8%（H27）→100%（H32）【河川課】
- ・ 土砂災害防止施設の整備率：23.7%（H27）→24.2%（H32）【河川課】

（海岸保全施設・河川管理施設・ダム管理施設・土砂災害防止施設等の長寿命化対策）
リスクシナリオ1-4，1-5

- 海岸保全施設，河川管理施設，ダム管理施設，土砂災害防止施設等について長寿命化計画を策定し，施設の整備・更新を図るとともに，既存施設の効率的な管理・運用を推進する。

数値目標例

- ・ ダムの長寿命化計画の策定：2ダム着手（H27）→7ダム完了（H32）【河川課】

（地籍調査の促進）リスクシナリオ7-4

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには，地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となることから，市町村が行う地籍調査の促進を図る。

数値目標例

- ・ 地籍調査進捗率：67%（H27）→71%（H32）【農村環境課】

2 横断的施策分野ごとの推進方針

① リスクコミュニケーション

（自助・共助・公助の適切な組合せの教育・訓練・啓発等）

- 国土強靱化を進める上で，全ての関係者が自助，共助，公助の考え方を十分に理解し，自発的に行動するよう，国土強靱化に関する教育，訓練，啓発等による双方向のコミュニケーションの機会を継続的に提供する。

（地域防災力の強化）

- 災害時の住民どうしの助け合い・連携による災害対応力の向上，被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平時から維持・向上させる。また，防災ボランティア等による地域を守る組織，団体の主体的な活動について，後方支援等を含め促進する。
- 災害発生時に対応できる体制を整えるため，自主防災組織の育成や消防団の充実・強化，活性化の推進，学校における防災教育などを通じて地域防災力の向上を推進する。

（災害情報の収集・伝達体制の確保）

- 住民等への情報伝達手段として，防災行政無線をはじめ，緊急速報メール，ケーブルテレビ，コミュニティFM等様々な媒体の活用を促進するとともに，これらの

媒体を適切に運用し、事象に応じた災害情報を確実に伝達する取組を進める。

- 市町村の避難勧告等の発令基準の策定を支援するとともに、避難勧告等の発令に着目したタイムラインの策定について取組を進める。

(外国人旅行者の災害時の対応)

- 外国人旅行者に、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

② 老朽化対策

(公共施設等の長寿命化対策)

- 高度経済成長期等に建設された公共施設等が老朽化し、これから一斉に更新時期を迎えるため、限られた財源の中、県民に対する安心・安全な行政サービスを将来にわたり持続していくために、中長期的な視点に立って、施設のコスト低減や適正な規模等を検討することにより、総合的かつ計画的に修繕・更新等を実施していく。
- 県有施設を総合的に管理し、長期的視点に立った長寿命化対策である「県公共施設等総合管理計画」を基に、各種取組を推進する。
- 庁舎・学校、文化施設などの「建物系施設」及び道路、上下水道、港湾などの「インフラ施設」のそれぞれの特性に応じて計画的な維持管理を行うことにより、施設の長寿命化の取組を進める。
- 社会情勢等を踏まえ、施設の最適な規模・機能等を検討し、施設の集約化等により、資産総量の適正化を図るとともに、民間活力の導入により、維持管理コストの削減を図る。併せて、県有施設を経営資源ととらえて、資産活用による収入増加を図ることなどの取組を進める。

③ 研究開発

(研究開発に関するイノベーションの促進)

- 国土強靱化に関する研究開発によるイノベーションを促進する体制が不十分であることから、研究開発の体制づくりを進めるとともに、成果の普及を図る。

(防災・科学技術研究所との連携強化)

- 県と国立研究開発法人防災科学技術研究所は、防災・減災に向けた取組を推進するために締結した「包括的な連携・協力に関する協定」を基に、防災対策に関する調査研究、各種データ・システムの利活用、県民への啓発・広報活動、知的・人的資源の相互活用について連携・協力を行う。
- 防災科学技術研究所が開発した「防災対策技術システム」や「復旧復興支援システム」、「地域の防災活動・防災教育の推進支援システム」などの成果の普及を図る。

(災害対応支援ツール等の導入検討)

- 災害時に発生する、罹災証明書の発行業務、住家の被害認定、廃棄物対策などについて、市町村や関係団体などと協力し、業務に精通している人材を登録した上で、発災時

に速やかに被災市町村に派遣し、被災者支援業務を応援する仕組みを整備する。

(大規模地震発生時の地震被害想定)

- 中央防災会議や地震調査研究推進本部等の成果を活用し、本県における地震防災対策を進める上で基本となる地震被害想定について、大学や研究機関等の有識者とともに、直近のデータを用いて被害量を算出する。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 県の他の計画の見直し

本計画を基本として、国土強靱化に係る県の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

2 計画の推進期間及び見直し

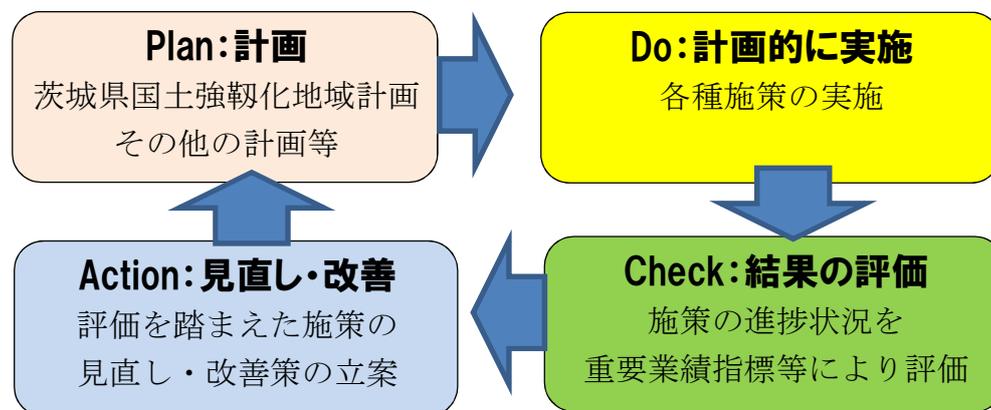
今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は概ね5年間とし、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

3 施策の推進と重点化

(1) 施策の進捗管理とPDCAサイクル

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本県の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行う。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取り組みの効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱ないばらきづくりを進めていく。



(2) 施策の重点化

限られた資源、財源の中で本県の強靱化を進めるためには、施策の優先度に応じて重点化を行い、取組を進める必要がある。

このため、本県が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度等を考慮し、リスクシナリオごとに重点化すべき施策群（重点プログラム）を選定する。

重点化の視点	説明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において、「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標（現状値又は目標値）等に照らし、施策の進捗を向上させる必要がどの程度あるか
平時の効用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するか
国全体の強靱化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など県外における大規模災害のリスク低減にどの程度寄与するものか

＜重点化したリスクシナリオを抜粋したイメージ＞

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-3	県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-1	サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止
	5-5	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(3) 重点プログラムの推進のための主要な取組

○個の重点プログラムに関し、実施している施策・取組を記載。今後、本計画の推進方針に基づく必要な取組の追加、事業の進捗状況等に応じて見直しを行いながら、計画的に推進する。

※ 重点プログラムごとに対応する重要業績指標の現状値、数値目標等を記載